

令和7年度会報 No.6

大槌商工会

上閉伊郡大槌町新町38-1
TEL:0193-42-2536
FAX:0193-42-3424
www.shokokai.com/otsuchi/

発行日：令和7年12月16日

2025年12月

年末年始営業日のご案内

2026年1月

26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5
(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)
仕事納め	休業日	仕事始め								

おおちゃん地元応援券の使用は

12月12日(金)で終了しました。

換金申込は12月24日(水) 17時まで。

本年6月に販売を開始し、8月に追加販売を行ったプレミアム商品券『おおちゃん地元応援券』は販売時期に関わらず、12月12日(金)に使用期間を終了しました。取扱事業者は12月24日(水)の換金申込締切日までに、大槌商工会で手続きをお願いします。

なお、換金申込締切日以降の換金依頼は理由の如何に関わらず応じかねますので、ご注意ください。

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24			

…換金受付日(祝祭日は除く)

月・火・水 9時～17時

12 …商品券使用期限

24 …換金申込締切日

納期の特例制度の適用を受ける源泉徴収義務者の
7～12月分の源泉所得税は1月20日が納付期限です

納期の特例制度の適用を受ける源泉徴収義務者(給与支払者)は、7月から12月までに支払った給与や賞与から源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税を令和8年1月20日(火)までに納付しましょう。なお、源泉所得税が0円でも税務署に『所得税徴収高計算書』の提出が必要です。

源泉所得税の納税手続きはキャッシュレスで納付できます

令和8年1月から
源泉徴収税額が変わります

源泉所得税は税務署や金融機関に出向くことなく、パソコン、スマートフォンからe-Taxを利用して納付することができます。また、納付すべき税額がない場合(納付税額0円)の所得税徴収高計算書データについても送信することができます。

キャッシュレスで納付できる手段

詳細は↓

- ・ダイレクト納付(口座引き落とし)
- ・インターネットバンキング
- ・クレジットカード
- ・スマートフォン(〇〇ペイ)

事前手続きや決済に手数料がかかるものもあります



令和7年度税制改正において、所得税の基礎控除の見直し等が行われたことに伴い、税額や扶養親族等の数の算定方法が変更となっています。

令和8年分
源泉徴収税額表

令和8年1月からは「令和8年分源泉徴収税額表」に沿って税額を算出します。



いわて年末年始無災害運動 令和7年12月1日～令和8年1月31日 冬季特有災害を防止しよう！

1 積雪・凍結による転倒災害、墜落災害の防止

- 事業場の敷地図等に積雪・凍結しやすい場所を記入した転倒危険マップ等を作成・掲示し、転倒リスクの見える化を図る。
 - 事務所・工場等の出入口付近、駐車場、通路、作業箇所の積雪・凍結防止のための囲いの設置、除雪、融雪措置の徹底。
 - 工事現場の外部足場、事業場建屋の外階段等の雪の吹き込み防止用ネット等の設置。
 - 滑り難い靴等の着用徹底。
 - 作業時のヘルメットの着用。

※ 12月～2月は冬季転倒災害防止対策強化期間です。

2 車両等のスリップ事故等の交通労働災害の防止

- スタッドレスタイヤ、降雪用ワイパーなどの早めの交換。
 - 余裕を持った車両運行計画の作成。
 - 速度を控え、早めブレーキ、急ハンドル・急ブレーキ回避の徹底及び十分な車間距離の確保。
 - 橋上・トンネル出入口・日陰部分等の速度控えめの徹底。
 - ブラックアイスバーンを予測した運転。※
 - 運転席を離れる際の車輪止めの設置。

※ブラックアイスバーンとは、濡れているだけのよう黒く見え、薄い氷の膜ができた路面状態のことと、濡れた路面との見極めが難しい。

3 雪降ろしの際の災害の防止

- 作業開始前の腰痛予防体操の励行。
 - 安全装備（滑り難い靴・墜落制止用器具（安全帯）・ヘルメット等）の徹底。
 - 軒先の立入禁止の徹底。

4 火災・火傷の防止

- 薪ストーブ・焚き火等の着火の際のガソリン・軽油・灯油等の使用禁止。
 - ガソリン等可燃物の保管場所の火気厳禁の徹底。
 - 事業場、工事現場、寄宿舎等における火気取締責任者の選任、作業終了時・就寝時等の火気の点検の徹底。

5 一酸化炭素中毒の防止

- 屋内で石油ストーブ等を使用する際の換気の徹底。
 - 自然換気の不十分な場所では内燃機関を有する機械を使用しない。また、練炭での採暖をしない。
 - 工事現場における練炭によるコンクリート養生は、原則避ける。やむをえず練炭を使用する場合は、一酸化炭素中毒の予防について十分な対策を講じたうえで使用する。

6 凍結の緩みによる土砂崩壊災害等の防止

- 凍結・融解の繰り返しによる地山の緩みから生じる崩壊・転石による災害防止のための作業開始前の地山の点検・こそくの徹底、土止め支保工の適切な設置。
 - 融雪・鉄砲水災害防止のため、作業箇所周辺、上流の雪・融水等の状態の調査の実施と調査結果に基づく適切な措置の徹底。

7 作業時の保温・体操の実施

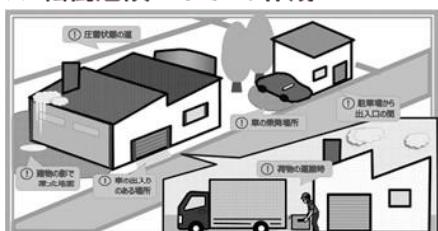
- 作業場内の気温調整、防寒衣の着用等による保温の徹底。
 - 作業開始前及び作業の合間の筋肉をほぐす体操の励行。

8 その他の冬季特有災害の防止

- 積雪・強風によるハウス等の転倒・倒壊防止。
 - 雪崩による危険防止。
 - 吹雪・濃霧による遭難防止対策の徹底。
 - 除雪作業に用いる車両系建設機械の有資格者による運転と安全教育の徹底。
 - 除排雪機械の着氷除去作業時のエンジンの停止。

— 職場から転倒災害をなくしましょう！ —
《12月～2月は冬季転倒災害防止対策強化期間です》

★ 転倒危険マップの作成



★ 滑りにくい靴の着用



ピン・金具付きの靴底

金属のピンや金具が靴底に備わっており、氷を引っかき、突き刺して滑りを防ぎます。脱着可能な靴用アッチメントタイプもあります。

深い溝のある靴底

グリップ力が強いため滑りにくくなっています。
溝が浅くなるとグリップ力が低下するので溝の点検も重要です。

事業承継

に関する相談を専門機関へつなぎます

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、事業が引き継がれず廃業された場合には、地域の雇用のみならず、企業が有する技術やノウハウも失われるおそれがあるなど、事業承継は喫緊の課題となっています。

一方で、事業承継にはある程度の準備期間が必要であり、早い段階から後継者の養成や事業承継計画の策定など、準備を進めておくことが重要と考えられます。

商工会では事業承継に関する相談を職員が受けておりますが、課題解決が難しいと判断した場合、専門機関『岩手県事業承継・引継ぎ支援センター』へつなぎます。

岩手県事業承継・引継ぎ支援センター とは

これまで、第三者による事業引継ぎを支援してきた岩手県事業引継ぎ支援センターと、主に親族内承継を支援する岩手県事業承継ネットワークの機能を統合し、令和3年4月より「岩手県事業承継・引継ぎ支援センター」として、事業承継に悩むすべての中小企業をサポートしています。

(主な業務)

事業承継(親族内・第三者)に関する相談

M&A マッチング支援

事業承継計画策定支援

事業承継診断、セミナー実施

経営者保証解除に向けた専門家支援 など

岩手県事業承継・引継ぎ支援センター

〒020-8507

盛岡市清水町 14-17 中圭ビル

TEL : 019-601-5079

事業承継が難しく、事業の円滑な廃業、再チャレンジなどは「岩手県中小企業活性化協議会」へつなぎます。

中小企業活性化協議会 とは

経営環境の悪化しつつある県内中小企業の再生を支援するための機関です。中小企業者の収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジを一元的に支援することを目的としています。盛岡商工会議所が国の委託を受けて運営する、公正中立な機関です。※直接のご融資の相談に応じる支援機関ではございませんので、予めご了承ください

支援体制として統括責任者 (PM)、統括責任者補佐 (SM) が常駐しており、主に地方銀行等出身者や士業が務めています。再生・金融に関し、知識と経験豊富なスタッフが皆様からのご相談に応じます。

岩手県中小企業活性化協議会

〒020-0875

盛岡市清水町 14-17 中圭ビル
103号室 盛岡商工会議所会館隣

TEL : 019-604-8750

大槌駅前から始まる

花いっぱいコミュニティ活動

11/19

青年部

女性部

大槌町地域環境保全活動報償費事業を活用して、大槌駅前広場と町方の公園 2か所にパンジーを植え替えました。共催する新おおつち漁協女性部の他、町内の個人、団体から約 80 名が参加しました。



町内の児童、生徒の教育環境の充実に役立ててもらおうと、女性部ではベルマーク運動を行っています。今回は収集したベルマークを企業、点数ごとに、約 5000 点を整理しました。

その後の交流会では末広町で麹を取り扱う『ごとう商店』の中村さんに「先祖のぬくもりを伝える大槌伝統の板麹について」と塩麹を使ったレシピを紹介いただきました。

12/4

ベルマーク整理活動& 交流会



会員のみなさまの資金調達を商工会が支援します！

ご相談
無料

小規模事業者経営改善資金貸付

マル経融資のご案内

担保不要

保証人不要

低金利



マル経融資とは、商工会の経営指導を受けている小規模事業者のみなさまが、無担保・無保証で利用できる【日本政策金融公庫】の融資制度です。

経営者のお悩みはありませんか？

商工会ではマル経融資のご支援を強化しております。

資金の使い道は、仕入れ代金や買掛金の支払い、諸経費の支払い、機械設備・事業用車両の購入、店舗改装費用など様々な用途にご利用いただけます。

制度のことから経営全般のことまでお気軽に商工会にご相談ください！

融資限度額

2,000万円

利率

2.1%

令和7年12月1日現在

返済期間

運転資金10年以内（据置期間2年以内）

設備資金10年以内（据置期間2年以内）

場所

▼ご利用いただける方

- 常時使用する従業員が20人以下（商業・サービス業の場合は5人以下）の法人・個人事業主の方
- 商工会の経営指導員による経営指導を原則6ヶ月以上受けている方
- 最近1年以上同一商工会地区で事業を行っている方
- 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村税を原則として完納している方
- 商工業者であり、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方

▼手続きの流れ



※ 商工会による融資実行後のフォローアップ経営指導があります。

※ 申し込みから融資実行まで時間を要しますので、早めの相談をお勧めいたします。